

関東地方整備局用地関係業務請負基準 別記様式2 用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

H13.4.1付け国関整一第229号

最近改正 H30.3.23付国関整用企第386号

赤字下線部分：今回改正箇所

新	旧
<p style="text-align: center;">用地調査等業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第4章 用地測量</p> <p style="text-align: center;">第4節 用地実測図等の作成</p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第61条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、国土交通省公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者の記名押印</p> <p>(2) 道路名及び水路名</p> <p>(3) 建物及び工作物</p> <p>ニ 用地実測図等の規格は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。</p> <p>三 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5節 関係官公庁への手続き等</u></p> <p>(関係官公庁への手続き等)</p> <p><u>第61条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。</u></p> <p><u>2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。</u></p> <p><u>3 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、国土交通省公共測量作業規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 取得した土地の管理</p>	<p style="text-align: center;">用地調査等業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第4章 用地測量</p> <p style="text-align: center;">第4節 用地実測図等の作成</p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第61条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、国土交通省公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者の記名押印</p> <p>(2) 道路名及び水路名</p> <p>(3) 建物及び工作物</p> <p>ニ 用地実測図等の規格は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。</p> <p>三 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 取得した土地の管理</p>